



熊本県公報

第 1 2 5 8 9 号

平成 29 年 1 月 24 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退	(障がい者支援課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○最低制限価格事務処理要領等の一部を改正する要領	(管理調達課) 2
○低入札価格調査事務処理要領等の一部を改正する要領	() 2
公 告	
○平成 29 年度治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査	(技術管理課) 2
○都市計画法による開発行為工事完了	(建築課) 6
○都市計画法による開発行為工事完了	() 7
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 7
○県営土地改良事業計画の変更	() 7
○県営土地改良事業の工事完了	() 7
○県営土地改良事業の工事完了	() 8
○土地改良区役員の就任	() 8
登 載 依 頼	
○平成 28 年度熊本県献血推進協議会の開催	(献血推進協議会) 8
○平成 28 年度熊本県スポーツ推進審議会の開催	(スポーツ推進審議会) 9

告 示

熊本県告示第 38 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 1 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	上益城郡御船町大字滝尾字横野	前	9.5 ～ 30.1	58.0	災害復旧
		同所	後	27.1 ～ 59.0	58.0	

2 区域を変更する期日 平成 29 年 1 月 24 日

熊本県告示第 39 号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 65 条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 29 年 1 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
有限会社すみれ調剤薬局 八代市通町 3 番 9 号	平成 2 8 年 1 2 月 5 日
やまぶき薬局 上益城郡益城町福富 7 4 0 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 4 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 6 号	上天草市大矢野町登立字筒之浦 2 8 9 3 番 3 地先から 上天草市大矢野町登立字清水迫 2 3 9 6 番 3 地先まで	287.6	地域連携 推進改築 事業
		上天草市大矢野町登立字清水迫 2 4 1 2 番 1 地先から 上天草市大矢野町登立字東屋敷山 2 7 9 0 番地先まで	223.8	

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 月 2 4 日**熊本県告示第 4 1 号**

最低制限価格事務処理要領等の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

最低制限価格事務処理要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の規定中「平成 2 9 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」に改める。

- (1) 最低制限価格事務処理要領（平成 1 6 年熊本県告示第 2 7 4 号）附則第 2 項
- (2) 最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領（平成 2 7 年熊本県告示第 1 1 2 7 号）附則

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 4 2 号

低入札価格調査事務処理要領等の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

低入札価格調査事務処理要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の規定中「平成 2 9 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」に改める。

- (1) 低入札価格調査事務処理要領（平成 1 5 年熊本県告示第 3 6 6 号）附則第 2 項
- (2) 低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領（平成 2 7 年熊本県告示第 1 1 2 8 号）附則

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

公 告**熊本県公告第 4 3 号**

平成 2 9 年度において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象者
平成 29 年度の熊本県入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表 1 又は別表 2 に定める技術者を有するもの。ただし、平成 28 年度及び 29 年度治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査（平成 28 年 1 月 15 日熊本県公告第 31 号）において調査済みのもの（業務の追加があった者を除く。）を除く。

2 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第 1 号様式）	1 部
2	技術者経歴書（別記第 2 号様式から 4 号様式まで）	1 部
3	測量・設計等実績調書（別記第 5 号様式）	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

3 提出方法

持参又は郵送（簡易書留によること。）

4 提出期限

平成 29 年 2 月 24 日（郵送の場合は、平成 29 年 2 月 24 日消印有効）

5 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階農林水産部農村振興局技術管理課
(2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 農林水産部農村振興局技術管理課

6 結果通知

1 の対象者に該当するか否かについては、平成 29 年 3 月 31 日までに文書で通知する予定。

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話 096-333-2467

8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表 1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後

	森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上あるもの (4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの (5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師 A)	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるものに限る。） (1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上あるもの
現場技術員 (技師 C)	次の各号のいずれかに該当する者（森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるものに限る。）

	(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの
現場技術員 (技術員)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

別表 2 技術者該当区分 (林道事業関係)

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 4 9 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (2) R C C M (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業の課程をいう。) を修めて卒業した者 (以下この表において「大学卒業者」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業の課程をいう。) を修めて卒業した者 (以下この表において「専門学校卒業者」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格 (以下この表において「同等資格」という。) を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者 (以下この表において「高等学校卒業者」という。) であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの

- (2) R C C M (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの
- (3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの
- (4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの
- (5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師 A)	1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (2) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業の課程をいう。) を修めて卒業した者 (以下この表において「大学卒業者」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業の課程をいう。) を修めて卒業した者 (以下この表において「専門学校卒業者」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格 (以下この表において「同等資格」という。) を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者 (以下この表において「高等学校卒業者」という。) であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの
現場技術員 (技師 C)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの
現場技術員 (技術員)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

熊本県公告第 4 4 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口 2 9 6 7 番 9、同 2 9 6 7 番 1 0、同 2 9 6 7 番 1 1 及び里道の一部
9 7 6 . 3 4 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区渡鹿六丁目 8 番 2 6 号
株式会社マイプランニング

熊本県公告第 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原 9 6 4 番 1 及び同 9 6 8 番 1
1 , 2 6 4 . 9 9 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目 2 2 番 1 8 号
株式会社タウン開発

熊本県公告第 4 6 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により、県営天草中央北地区（打越工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央北地区（打越工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 9 年 1 月 2 5 日から平成 2 9 年 2 月 2 1 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 4 7 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により、県営天草中央北地区（荒河内工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央北地区（荒河内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 9 年 1 月 2 5 日から平成 2 9 年 2 月 2 1 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 4 8 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	豊川南部地区	平成 2 1 年 8 月 1 8 日	平成 2 8 年 3 月 2 9 日	熊本県

熊本県公告第 4 9 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	山鹿東地区 (延田工区)	平成 2 6 年 9 月 2 4 日	平成 2 8 年 3 月 7 日	熊本県

熊本県公告第 5 0 号

熊本市に事務所を置く熊本市南土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	高木 正一	熊本市南区合志 2 丁目 1 6 番 2 0 号
理事	清田 政和	熊本市南区護藤町 2 1 7 1 番地
理事	植村 清一	熊本市南区畠口町 1 1 0 番地
理事	原田 正弘	熊本市南区中無田町 8 3 5 番地 1
理事	東 修二	熊本市南区銭塘町 3 7 6 番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町 9 3 8 番地
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町 1 7 2 7 番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町 8 2 番地 1
理事	荒木 秀昭	熊本市南区奥古閑町 1 9 3 4 番地
理事	林田 啓助	熊本市南区海路口町 2 2 6 1 番地
理事	永井 智文	熊本市南区海路口町 4 4 9 番地 1
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町 3 9 6 5 番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町 2 5 7 2 番地
理事	白石 弘一	熊本市南区川口町 2 2 0 番地 5
監事	中村 祐二	熊本市南区美登里町 1 0 6 4 番地 3
監事	福本 令司	熊本市南区海路口町 3 5 0 3 番地
監事	川上 栄一	熊本市南区八幡 1 0 丁目 1 番 9 8 号

登載依頼**熊本県献血推進協議会公告第 1 号**

平成 2 8 年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県献血推進協議会

会長 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成 2 9 年 2 月 6 日（月曜日）
午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで
- 開催場所
熊本市東区長嶺南 2 丁目 1 番 1 号
熊本県赤十字血液センター 3 階大ホール
- 議事
 - 報告事項
ア 平成 2 8 年度献血実績について
イ 熊本地震における血液センターの対応について
ウ 血液製剤の供給状況について
 - 協議事項
ア 平成 2 9 年度献血推進計画（案）について
 - 質疑
- 傍聴者の定員

- 10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
- 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
- 熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班）
- （電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 2 （ダイヤルイン））

熊本県スポーツ推進審議会公告第 1 号

平成 28 年度熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 29 年 1 月 24 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 開催日時
- 平成 29 年 1 月 31 日（火）
- 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
- 県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
- (1) 熊本県スポーツ推進計画の進捗状況について
- (2) 国際スポーツ大会開催に向けての取組み状況について
- (3) 小学校運動部活動の社会体育移行について
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員
- 10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
- 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
- 熊本県スポーツ推進審議会事務局
- （熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係）
- （電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 7 1 0）